# 会議名 令和5年度第1回施設使用料適正化プロジェクトチーム会議

◇詳細一政策経営部財政課 電話03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		施設使用料適正化プロジェクトチーム会議
事務局(担当課)		政策経営部財政課
開催日時		令和5年5月19日
開催場所		本庁舎5階情報管理課システム設計室
議題		1. 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議 委員の異動について 2. 施設使用料改正意向調査(今年度中の新設・改定案件)について 3. 第二回定例会での予定案件について (1) 旧文成小学校校庭及び体育館目的外利用料金の改定について (2) 西部区民事務所会議室目的外利用料金の改定について 4. その他
公開の 可否	会議	非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議録を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障がある ため一部非公開とする。
出席者	委員	政策経営部長(リーダー)、財政課長(サブリーダー)、企画課長、施設計画担当課長、行政経営課長、区民活動推進課長、西部区民事務所長、文化デザイン課長、トキワ荘マンガミュージアム担当課長、学習・スポーツ課長、保育課長、公園緑地課長
	事務局	財政課財政担当係長1名、財政課主任3名
会議次第		(1) 議題の案件、報告について説明 (2) 質疑応答

## 1. 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議 委員の異動について【事務局から】 【要旨】

事務局より、資料1に基づき本プロジェクトチームの委員構成及び委員の異動について 説明。

## 2. 施設使用料改正意向調査(今年度中の新設・改定案件)について【事務局から】 【要旨】

事務局より、資料2に基づき令和5年度の使用料改定意向案件について説明。

- 3. 第二回定例会での予定案件について
- (1) 旧文成小学校校庭及び体育館目的外利用料金の改定について
- (2) 西部区民事務所会議室目的外利用料金の改定について

#### 【要旨】

- ・資料3に基づき旧文成小学校校庭及び体育館の目的外使用料改定について説明
- ・区民の福祉推進及び文化生活の向上に寄与するため、旧文成小のグラウンド及び体育 館を、地域の学校開放利用団体等を中心に開放する。
- ・資料4に基づき西部区民事務所会議室の目的外利用料金の改定について説明
- ・西部区民事務所等複合施設の新設に伴い、2階会議室を区民が集会及び文化活動の場として使用することを許可し、区有施設の効率的運用を図る。
- ・事務局より令和5年度以降の予算や、類似事業である学校開放の稼働状況や、過去の 稼働状況等を加味して推計した歳出歳入の乖離率について説明

#### 【委員からの主な意見】

- ・旧文成小学校のケースは、現行の学校施設ではないが、その様態からそれに類するものとして使用料も学校開放事業に準拠するというものだが、過去にも同様の事例はあるか。
  - ⇒旧平和小学校のグラウンドなどが類似の例としてある。
- ・旧文成小学校の開放事務については NPO 法人アートネットワーク・ジャパンに業務委託するとなっているが、委託料はどのように設定しているのか。 ⇒シルバー人材センターへ委託した場合の金額をもとに設定している。
- ・旧文成小学校について、平日の利用はあるのか。 ⇒東京音楽大学の図書館が入っているため、搬出入等で車両の出入りがある。また、 令和6年度は東京音楽大学の幼稚園が入るのでその園庭として利用される予定があ る。

- ・西部区民事務所会議室目的外利用料金の乖離率について、他の類似施設と比べてやや 高い数字となっているのはなぜか。
  - ⇒西部区民事務所の会議室を利用する団体は減免対象の団体が多く、利用率そのもの も高くないためと思われる。今回の開放はそうした事情も鑑みた上で、地域に還元す る趣旨で行うものと考えている。
- ・歳出と歳入の乖離率について、妥当な範囲を判断する基準はあるのか。 ⇒今のところ明確な基準は定めていない。

#### 【結論】

提案の内容にて了承する。

#### 4 その他【事務局から】

#### 【要旨】

- ・事務局より、資料5に基づき使用料収入の現況について説明
- ・通例、概ね3年ごとに全庁調査を行い、使用料の見直しを行っている。しかしながら、 歳入面ではコロナウイルスの感染拡大が施設の利用状況、ひいては使用料収入に影響 を与えている傾向が見られ、歳出面では長引く物価高騰による影響で令和5年度から光 熱費の値上げを行う事業者が存在するなど、コストが増加することが想定される。よっ て、令和4年度決算は平常時の値とは言い難いため調査を見送り、新型コロナウイル ス感染症が感染症法上2類相当から5類に移行し区内各施設の利用状況が変動する令和 5年度の決算を確認したうえで、令和6年度以降状況が平準化した時点での見直しと したい。このことについて、PTでの意見として副区長に諮りたい。

#### 【委員からの主な意見】

- ・令和4年度の使用料収入で、前年と比較して大きく変動した箇所はどこか。 ⇒都市整備使用料は道路使用料の改定により大幅となっている。教育使用料は、学童 クラブ利用料を無料制から登録制の有料制に変更したことで増加している。こちらも コロナの影響によるものと分析している。
- ・収支のバランスだけで判断すると、あまり利用されていない施設の使用料は高く設定 されることになるが、使用料を安く設定してより多くの方の利用を促すという考え方 もある。
- ・(事務局)使用料を算定する際に斟酌すべきコストは、その施設にかかる人件費、維持費、光熱水費などを算入するため、現況において物価高騰に大きな影響を受けており、かつ今後を見通すことが困難な状況にある。また、5月8日より新型コロナウイ

ルス感染症が5類に引き下げられたことから、施設の利用状況にも変化が生じてくる 可能性がある。こうした状況を踏まえ、現況において使用料の見直しを図ったとして も、今後の使用料算定の根拠とすべき適切な結果は得られないだろうと考えている。

・物価高騰が区民の家計を圧迫している状況でさらなる負担を強いるべきではない、またはコロナ禍から徐々に回復しつつある経済活動に対しそれを抑制するような使用料の見直しを行うべきではないという考え方もある。これまでの検討の結果を事務局で整理して、メンバーに共有したのちPT全体の意見としてまとめ、見直しを令和6年度以降に見送ることについて副区長に諮りたい。

### 【結論】

提案の内容にて了承する。

会議の結果	提案のとおり了承する。	
提出された	資料1:令和5年度施設使用料適正化プロジェクトチーム会議メンバー	
資料等	資料2:令和5年度 使用料改正意向調査結果	
	資料3:概要説明書等(旧文成小学校校庭・体育館目的外利用料金の改	
	定について)	
	資料4:概要説明書等(西部区民事務所会議室目的外利用料金の改定に	
	ついて)	
	資料 5 : 実態調査、使用料収入決算額の推移	